

各種自助具および知的障害者支援具給付のご案内

品川区では、身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている方を対象に自助具や知的障害者向け支援具購入費用の一部を助成します。

助成内容・助成対象者・給付限度額等 -----

1. 食事用自助具

障害者（児）が容易に使用できる食べやすいスプーン・フォーク・食器・すべり止めマット（食卓用） ※ただし、食事が全介助の者（児）は除きます。

【肢体不自由（上肢）1・2級の方または愛の手帳1・2度の方で原則3歳以上の方】
20,000円（耐用年数3年）

2. 調理用自助具

障害者が容易に使用できる調理器具（まな板、皮むき器等）

【肢体不自由（上肢）1・2級の方で18歳以上の方】
20,000円（耐用年数3年）



3. 生活用品自助具

障害者（児）が容易に使用できるボタン付けや靴下装着等日常生活の自立に寄与する用具

【肢体不自由に係る障害のある方で原則3歳以上の方】
20,000円（耐用年数3年）



4. 知的障害者支援具

知的障害者（児）が容易に使用できるコミュニケーション用具（絵カードや残り時間がわかりやすいタイマー、聞こえる耳栓）やイヤーマフ（聴覚過敏のある人用）などの支援具

【愛の手帳（療育手帳）を所持している方で原則3歳以上の方】
25,000円（耐用年数2年）

注意事項 -----

☆給付決定前に購入した自助具・支援具は助成対象とはなりません。

☆上記1～4は、基準額内の範囲内において複数個給付が可能です。

☆申請方法については「日常生活用具を申請する方へ」をご参照ください。

☆上記4. 知的障害者支援具は、主治医・教育機関・専門家（心理士・言語聴覚士など）からの証明書により、必要と認められた障害者（児）に限ります。

（イヤーマフは医師の意見書が必要です。）

《お問い合わせ先》品川区福祉部障害者支援課障害認定事務係

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

【電話番号】03-5742-6710 【FAX】03-3775-2000